附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第二条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二十八号の二中「昭和四十七年労働省令第四十一号」の下に「。以下「電離則」という。」を加え、同条に次の一号を加える。

三十八　東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号。以下「除染則」という。）第二条第八項の除染等業務

第百条中「電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号。以下「電離則」という。）」を「電離則」に、「及び石綿則様式第三号」を「、石綿則様式第三号及び除染則様式第三号」に改める。

（電離放射線障害防止規則の一部改正）

第三条　電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「掲げる業務」の下に「（第五十九条の二に規定する放射線業務以外のものにあっては、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号。第六十一条の三において「除染則」という。）第二条第五項に規定する土壌等の除染等の業務及び同条第七項に規定する廃棄物収集等業務を除く。）」を加える。

第六十一条の二の次に次の一条を加える。

（調整）

第六十一条の三　放射線業務従事者のうち除染則第二条第二項の除染等業務従事者又は同項の除染等業務従事者であった者が除染等業務従事者として除染則第五条第一項に規定する除染等作業により受ける又は受けた線量については、放射線業務に従事する際に受ける線量とみなす。

（電離放射線障害防止規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　前条の規定の施行の際現に電離放射線障害防止規則第三条第一項に規定する管理区域において行われる前条の規定による改正前の電離放射線障害防止規則第二条第三項の放射線業務については、前条の規定による改正後の電離放射線障害防止規則第二条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第五条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章　指定記録保存機関（第九十六条―第百九条）」を「第十章　指定記録保存機関（第九十六条―第百九条）　第十一章　指定除染等業務記録保存機関（第百十条―第百二十三条）」に改める。

第九十六条第一項中「記録（以下」の下に「この章において」を加える。

第十章の次に次の一章を加える。

第十一章　指定除染等業務記録保存機関

（指定）

第百十条　東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号。以下「除染則」という。）第六条第二項、第二十一条、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の指定（以下この章において単に「指定」という。）については、除染則第六条第二項の記録（以下この章において単に「記録」という。）及び除染則第二十一条の除染等電離放射線健康診断個人票（以下単に「除染等電離放射線健康診断個人票」という。）の保存に関する業務（以下この章において「記録保存業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所

二　記録保存業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　記録保存業務を開始しようとする年月日

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

三　申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　役員の氏名及び略歴を記載した書面

五　次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書類

（指定基準）

第百十一条　厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一　職員、設備、記録保存業務の実施の方法その他の事項が、記録保存業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二　経理的及び技術的な基礎が、記録保存業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2　厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一　申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二　申請者が行う記録保存業務以外の業務により申請者が記録保存業務を公正に実施することができないおそれがあること。

三　申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

四　申請者が第百十八条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五　申請者の役員のうちに、第三号に該当する者があること。

（実施義務）

第百十二条　指定を受けた者（以下この章において「指定除染等業務記録保存機関」という。）は、事業者が、除染則第六条第二項、第二十一条、第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定により記録又は除染等電離放射線健康診断個人票（次項及び第百十九条において「記録等」という。）を引き渡そうとするときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、これに応じなければならない。

2　指定除染等業務記録保存機関は、前項の規定により事業者から引き渡された記録等について、当該事業者又は当該記録等に係る者から照会があったときは、正当な理由がある場合を除き、当該照会に対して速やかに回答しなければならない。

（変更の届出）

第百十三条　指定除染等業務記録保存機関は、その名称若しくは住所又は記録保存業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　変更後の指定除染等業務記録保存機関の名称若しくは住所又は記録保存業務を行う事務所の名称若しくは所在地

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由